

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書（その6）

2020年2月22日

警察庁長官 松本光弘 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、設立後22年間、「テクノロジー犯罪」と「嫌がらせ犯罪」の撲滅に取り組んでまいりました。この間の調査によってこの犯罪の実態が極めて明らかになってまいりました。

テクノロジー犯罪については、それを可能にする技術にサバイランステクノロジー（監視技術）があり、それは人工衛星を経由してスーパーコンピュータとつながり、人々を監視するだけでなく、人間のあらゆる機能を遠隔から操作するサイバネティクス技術と一体化して行なわれていることが分かってまいりました。これは最先端の軍事技術でありますから国家プロジェクトとしてあることを指摘せざるを得なくなっております（添付資料3・4・5元ラップランド最高医務責任者ラウニ・キルデ博士の証言と『衛星サバイランスの衝撃的な脅威（添付資料6）』を参照願います）。また持ち運びできるサイズのレーダーやマイクロ波兵器の存在も明らかになり、20年前には諜報活動で一般的に使われるようになっていたとの証言から、諜報活動の一環としてあることも指摘せざるを得なくなっております（添付資料7『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』）。このようにテクノロジー犯罪では、国民に知らされていない最先端の軍事技術や諜報活動で使われている武器が無辜の一般市民に使われているのです。これに日本政府の関与がないとしたら、それは侵略行為と捉えることができます。

嫌がらせ犯罪については、訓練された組織犯罪であり、一度ターゲットに定めたら、日本中どこに移動しても、四六時中つきまとい、様々な嫌がらせを働いてくることから、連絡網を完備した全国規模の組織犯罪と捉えることができます。組織犯

罪ではありますが、暴力団の行為とは次元が異なる組織犯罪であります。嫌がらせ行為の中には諜報活動と合致するものがあることから、これも諜報活動の一環としてあるとの見方ができます（前出添付資料7）。ターゲットを追い込むことにかけては、昔は特高、今は治安当局が得意とするところと考えるので、その右に出る組織が存在するとしたら、治安当局として許すべからざる存在であるはずであります。この嫌がらせ犯罪にも、日本政府としての関与がないとしたら、それは侵略行為と捉えることができます。

テクノロジー犯罪に使用されている、監視技術、音響兵器、マイクロ波兵器、サイバネティクス兵器等は、先進各国が競って開発しているもので、日本も例外ではないはずであります。逆にその面での無作為は侵略を許すことになります。音響兵器もマイクロ波兵器もサイバネティクス兵器も人間への攻撃を想定しているわけですから人体実験が不可欠であります。それをしなければ完成しない武器ですから、そのための犠牲者が存在しなければならず、政府主導の人体実験という意味での追及も不可欠なものとなってまいります。

2017年8月1日の米国務省の発表から、在キューバ米国大使館員への音響兵器？あるいはマイクロ波兵器？による攻撃が明らかになってまいりました。その被害者が、強烈な頭痛、めまい、吐き気、耳鳴り、難聴などの体調不良を訴え、就寝中コウロギや蟬の鳴く音や金属で床をこする音を大音量で聞かされていた職員もいたということから、当初は高度な音響兵器の使用が、その後マイクロ波兵器の使用が指摘されるようになっております（『アメリカ大使館員の体調不良の原因はマイクロ波攻撃が最も疑わしい』添付資料8）。多くのテクノロジー犯罪被害者も同様の被害を経験しておりますが、被害はこれにとどまるのではなく、人間の三欲、生理機能、運動機能、五感、感情、思考にまで影響を及ぼせるレベルにあることは被害者証言から明らかで、それほどの完成度に達すれば目的をもって使用されていて不思議はありません。今日世相化している、①自殺者の増加、②信じ難い凶悪犯罪の増加、③異常な事故の増加、④精神疾患患者の増加、⑤癌患者の増加、⑥引きこもりの増加、⑦家族崩壊、⑧近隣トラブルなどは、テクノロジー犯罪の結果としてあるとの見方ができます。嫌がらせ犯罪でも上記⑤以外は演出できることであります。このことから両犯罪が世相演出という目的で使われていることが考えられ、これに日本政府の関与がないということは考え難く、もし関与していないとしたら、いたずらに他国主導のテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の影響下に国民を晒していることになります。日本は敗戦国ですから戦勝国主導の傀儡政権を作るためにテクノロジー・嫌がらせ両犯罪が使われていてもなんら不思議ではありません。

嫌がらせ犯罪は犯罪主体によって統制された行為であることが感じられますが、これが広く普及し始め、上司が部下へ、親が子へ、嫌がらせ行為を促し始めていることは大変心配されるところであります。またこの悪行に従わない者を排除するた

めに、私恨でも、テクノロジー犯罪における疾病誘発技術を用いて、癌や脳梗塞、心臓発作などで抹殺し始めているのです。これを平気で行なえる輩が増え始めていることは恐ろしいことで、大変な社会の墮落を招くものであります。人命がいかにかいものになっているか目を覆うばかりであります。法治国家である以上人権は最優先で守られなければならないのです。

以上のことからテクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪は日本国民に襲い掛かっている現実問題であります。ここまで見えてまいりますと被害者の問題を越えて国民的問題としてあることは明らかで、当NPOでは2年前からその立場で各方面に要望書を提出しているところであります。両犯罪を身をもって経験している被害者団体である当NPOが、未だ認識できないでいる多くの国民に代わって本要望書を提出しているとの表現もできるようになっております。

繰り返しになりますが、「テクノロジー犯罪」「嫌がらせ犯罪」どちらも当NPOの造語で、前者は、電磁波・超音波等見えない媒体を使ったテクノロジーを悪用して特定個人をピンポイントで捉えて精神・身体を攻撃しコントロールする犯罪を、後者は、特定個人に対するつきまといを始めとする様々な嫌がらせを組織的・継続的に行なう犯罪を意味しております。

今回で六回目となりますが、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪は国民的問題との認識で、その解決のために以下要望いたします。

要 望 事 項

1. テクノロジー犯罪被害者・嫌がらせ犯罪被害者の増加とすべての国民がその対象になっているとの認識で両犯罪に取り組んで下さい。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は、第一回陳情書提出時には500名に満たなかったものが、現在では2,129名（前回提出時1,694名）と急増しております（添付資料1）。しかしこの数は氷山の一角にも満たないと考えております。被害を認識できないレベルの攻撃を受けている被害者、異常を感じていても犯罪が要因しているとの認識に至らない被害者、認識していても精神的問題と誤解されるのを恐れて口外しないでいる被害者、恥ずかしい攻撃のため口外できないでいる被害者、被害を認識する前に殺されてしまった被害者等、おびただしい数の被害者が存在すると思えます。さらには全ての国民がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の傘下に入っていると思えるものがあります。犯罪主体の意思次第でいつでも誰でもその

対象に成り得る環境が整っているように思われますことから、国民的問題と捉えて対処されるべき問題であります。

2. 全国的にテクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を実行する組織が存在しているとの認識で取り組んで下さい。

「確認被害者2, 129名居住県表（添付資料1）」にありますように、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が全国に居住しているということは、それを行なう犯罪組織も全国に存在しているということでもあります。この犯罪組織は糾明されるべきであります。

3. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪は人を死に追い込むことができる極悪犯罪との認識で取り組んで下さい。

確認被害者2, 129名中すでに31名がお亡くなりになっていることから、両犯罪により死に追い込むことができる犯罪であります。それを裏付けるように日々生命の危険を訴える被害者が全国におり、その置かれている状況は居ながらにして拷問状態というのが適切な表現であります。見えない媒体を使って遠隔から行なえるために犯罪し放題となっているのです。かかる非道は断固として糾弾されるべきであります。尚テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害の詳細は添付しました『テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪に関するアンケート集計表 1850名対象（添付資料2）』をご覧ください。

4. 自殺者を減らす観点からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい。

お亡くなりになった31名中約半数は自殺であります。自殺防止対策は国の重要施策の一つですから警察庁も同じであります。そのため自殺対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪にも取り組むべきであります。ちなみに毎年2万名を超える自殺者中約3割が精神疾患要因での自殺であります。うつ要因約5,000名、統合失調症要因約1,000名が毎年自殺をしており、その中にテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が多数含まれていることが考えられますことから、自殺者対策という面からも真剣に捉えて対処されるべきであります。

5. 精神疾患患者を減少させる観点からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい。

両犯罪で生じる現象（嫌がらせ犯罪では敵意の集中攻撃によるパニック症状、テクノロジー犯罪では音声・映像送信被害等）を精神疾患として誤って対処するシステムが構築されており、これが定着することは国民にとって大きな脅威であります。390万人を超える精神疾患患者の増加は大きな社会問題となっており、その一要因として両犯罪があることが考えられます。それを裏付ける証言として、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリー・トゥロワー氏の証言『マイクロウェーブ技術の危険性（添付資料9）』を資料として添付致しました。氏はマイクロ波で精神疾患を誘発できるとし、それも自然な精神疾患なのか人為によるものなのか分からないように誘発できるとまで証言しております。このような精神兵器と呼ばれるべき武器の存在が秘せられる一方で、精神医学・医療体制は発展しております。また国は医療保護入院を容易にするかたちで精神保健福祉法を改正しております。本来犯罪被害者として守られるべき人が精神障害者として扱われるのですからこれに満足する被害者はおりません。これによりさらに自殺者が増えることが予想されます。そのため精神医療体制の充実を図るなら、一方ではバリー・トゥロワー氏の証言にある精神兵器と呼ばれるべき武器の存在も国民に知らされるべきであります。精神疾患患者対策も国家の重要施策の一つですから警察庁も同じであります。精神疾患患者対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策にも取り組むべきであります（これは前記自殺防止対策にも直結するものであります）。

6. 精神疾患患者を減少させる観点からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい（その2）。

特定個人の脳に音声を送信する音声送信被害が技術的に可能であることが、米国陸軍省情報保安司令部が公開した資料『特定の非殺傷兵器の生体効果（添付資料10）』から明らかになりました。この中で音声送信技術の原典としてあるアラン・フレイの実験（これは後にマイクロ波聴覚効果あるいはフレイ効果と呼ばれるようになったものです『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応（添付資料11）』）を米国陸軍省が追試して確認していたことが書かれております。しかもそれは既存のレーダー設備を用いて行なえるとし、特定個人に送信することも工夫次第でできるとしております。それほど高度でない音声の場合持ち運びできる大きさの装置で可能で、その射程距離は数百メートルと記されております。さらに、突然頭の中で音声聞こえると精神的衝撃を受け、使い方によっては破壊的狀態に陥らすことができるとコメントしております。正に音声送信被害者が陥っている状態がそれであります。毎年統合失調症患者が約1000名自殺しておりその多くがこの被害者であることが考えられます。このような悲劇は断固として止めなければなりません。音声送信被害者にこの技術が使われていることは証明できていま

せんが、一方的に精神疾患と決めつけるのは終わらなければならないということでもあります。そして証拠固めができる方法を被害者と非被害者とが一体となって確立しなければならない段階に来ているということでもあります。

7. 凶悪犯罪を減少させる観点からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい。

テクノロジー犯罪被害として三欲操作や音声送信被害がありますが、前記バリー・トゥロワー氏は「6. 6ヘルツは男性に激しい性的興奮を誘発します。誰かにひどい性的レイプを犯させることができます（添付資料9）」と述べて、性欲操作とレイプ犯罪の誘発を裏付けております。また2013年3月19日地下鉄東西線東陽町駅付近で発生した傷害事件では、元暴力団員の男が「自分の体内の超音波から、人を刺してみろよ、という言葉が聞こえ」犯行に及んだと証言しておりますので、音声送信被害による犯行と考えられます。音声送信被害者はその初期には音声に促されて動かされてしまったことを多くの被害者が証言しております。そのためこの技術を放置しておきますと同様の事件が頻発することが考えられます。信じられない凶悪犯罪の増加も社会問題化しており、それを抑止することも国の重要施策の一つとなっております。そのために信じ難い凶悪犯罪の防止に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の撲滅にも取り組まなければならないのです。

8. 電磁波に非熱効果（光過敏性発作）があるとの認識でその悪用を刑法犯罪として処罰できる法整備をして下さい。

テクノロジー犯罪に使われている電磁的媒体が人体に影響を及ぼす事例として、1997年12月16日に発生したポケモン事件があります。テレビアニメの放映中にあった赤い光の激しい点滅に反応して光過敏性発作を引き起こしたということですが、15～16Hzがてんかん症状を誘発する周波数であることは一部の学者は認識していたようであります。放映では16Hz弱であったことが確認されており、16Hzであったら被害はもっと大きかった可能性を指摘する学者もおります。また前出『特定の非殺傷兵器の生体効果（添付資料10）』によりますと、15Hzが光過敏性発作を誘発する周波数と記しております。光は電磁波ですから、この事件は電磁波に非熱効果があることを一般に知らしめた最高の事例であります。これが故意に使われる恐れがありますので、15～16Hzに限らず、人間に影響を与える周波数は、テレビ・ラジオだけでなく、全無線設備で使用を禁止する法が制定されてしかるべきであります。ちなみにロシアでは「電磁波・光・熱・超音波の放射」を武器として認める法が成立しております。日本でも同様の法整備が為され

るべきであります（『ロシアのマインドコントロール兵器2005年の新情報および要約（添付資料12）』）。

9. 嫌がらせ犯罪主体の強固な意思とその描く構図から次元を異にする組織犯罪との認識で嫌がらせ犯罪に取り組んで下さい。

これまでの調査から嫌がらせ犯罪に十一の特徴があることが分かってまいりました。相当数の人間が（①集団性）、四六時中（②継続・反復性）、つきまとい（③ストーカー性）、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる（④タイミング性）。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと（⑤監視性）、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせであります（⑥システム性）。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行われることから連絡網が完備しており（⑦ネットワーク性）、全国的に犯罪組織が存在していなければならない犯罪であります（⑧組織性）。そして行なわれている嫌がらせの内容が外国の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました（⑨マニュアル性）。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること（⑩歴史性）も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれており（⑪非常識性）、そこに重要な意味があることも分かってまいりました。起こっている現象が非常識であればあるほど一般人は話しを聞かなくなり被害者を孤立させることができます。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。これは犯罪主体にとっては困ることです。一方被害者にとっては身に起こっていることが非常識であればあるほど判断能力を超えてパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめられた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取ることができるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという犯罪主体の強固な意思を読み取ることができるようになりました。このように嫌がらせ犯罪主体の強固な意思と描く構図を看破できたことはこの犯罪の解明に大きく寄与すること確信致します。これまでの組織犯罪とは次元が違うこともご理解頂けると幸いです。よってこのような組織犯罪に対処できる体制を法整備も含めて整えるべきであります。

10. 恋愛感情に基づかない組織的なつきまといが存在する現実を直視してそれに適切に対処できるストーカー規制法に改正して下さい。

嫌がらせ犯罪の第3の特徴として「ストーカー性」がありますが、この場合は、恋愛感情関係なく、不特定多数によるつきまといであります。そのためストーカー規制法に抵触しないことになり、当NPOではストーカー規制法の拡大解釈あるいは改正強化を要望してまいりました。その要望が受け入れられない中で、各自治体ではストーカー規制法を補完するかたちでの迷惑防止条例改正強化の動きが始まっております。群馬・青森・神奈川・千葉・兵庫各県では既に成立して施行されております。特に群馬・青森両県では県警HPにチラシを掲載して、恋愛感情に基づかないつきまといも対象としていることを明瞭に記して県民に告知しております。恋愛感情に限定されませんので不特定多数による組織的なつきまといも対象にされるわけであります。この改正を実施した各県では必要に迫られて行なったものと考えられます。ちなみに外国のストーカー状況を見てみますと、添付しました米国司法統計局が情報公開した資料『米国におけるストーキング被害（添付資料13）』から、2006年中に340万件を超えるストーカー被害者を確認し、その約6割が加害者を1人と主張し、約4割は複数を主張していることが分かります。さらには44万件以上が3名以上の加害者と主張していることも分かります。そしてこの内の約18万件がそれを組織的なストーカーと主張していることも分かってまいります（添付資料13最終ページ・アンケート1・2）。この約18万件が当NPOでいう嫌がらせ犯罪被害と同一とみることができます。この数字からも分かりますように、恋愛感情に基づいて、特定個人による特定個人を対象にした現ストーカー規制法では、その4割は救われないことになるのです。これは日本でも同じで、当NPOは当初から恋愛感情に基づかない不特定多数によるつきまといを主張してまいりました。今回迷惑防止条例を改正強化した自治体ではこのような現実に即して対応したことが考えられます。この動きを全国の自治体に広げるとともに、ストーカー規制法の改正強化も為されるべきであります。尚、ストーカー規制法が制定される前の段階で公明党の働き掛けがあったことを元参議院議員福本潤一氏が証言しております。「この法律が、恋愛感情を理由とするつきまとい行為だけを取り締まりの対象にすることに決まったのは、公明党議員の働きかけが大きかった。学会員の折伏のためにしつこくつきまといとって、取り締まりの対象となっては困るからです。あの時与党だったから、国会に上程される前の法律原案の段階で、修正できたのです（『池田大作と暴力団 P122』 宝島社刊 添付資料14）と述べているのです。公明党からの政治的圧力があったことが明らかになりましたが、警察はあくまでも現場に最も適切に対処できる法を作成すべきで、特殊な利害を要れるべきではありません。公明党は現在でも政権与党を形作っておりますので今後も同様の圧力を掛けてくると思いますが、ストーカー被害者全体を守る立場から、被害者最優先で対応していくことに不動であって頂きたいと思っております。

11. 1980年代初頭からFBIやCIAなどが隠密裏に行なっていたプログラム（マニュアル性）に基づいているとの観点からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を糾明して下さい。

嫌がらせ犯罪における9番目の特徴「マニュアル性」に付いてその源に迫る証言を得ることができました。元FBI特別捜査官テッド・ガンダーソン氏による証言であります（添付資料15）。氏はギャング・ストーキング（当NPOで嫌がらせ犯罪と称するもの）の行為・グループ・集団について、「1980年代前半から実施されている隠密のプログラムを合理的に説明するものであると考えます。1980年代以降、ギャングストーキング行為は新たな通信・監視技術を利用し、その規模や激しさ、複雑さを増してきました。当該プログラムではエシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムというコードネームを用いています。エシュロン・プログラムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、世界中の全ての電子メールや電話の通話を監視しています。カーニボア・システムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、痕跡を残すなど所有者に知られることなく、あらゆるコンピュータシステムをダウンロードすることが可能です。テンペスト・システムは最大で4分の1マイル離れたところにあるコンピュータ画面上にあるものを解読することができます。これらのプログラムは何千人ものアメリカ国民にマイナスの影響を及ぼし、彼らの市民権を日常的に著しく侵害しています」と主張してその犯罪の存在を認めています。そしてそれを行なっている犯罪主体については政府系悪徳犯罪集団という名称を使って、「FBI その他情報機関、政府機関全般の幹部の他、犯罪組織の裕福かつ有力な構成員、億万長者や企業エリートらが、政府系ギャングストーキングプログラムを利用して、敵対者を攻撃しています」と主張しているのです。しかもその証拠も、「ギャングストーキングの事実は、FBI と国家安全保障局の両方で、エシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムに関する記録に記載されています。また、ギャングストーキングの事実は FBI と国家安全保障局の両方で、ナルス社のシステムにより収集された情報に関する記録に記載されています。ナルス社は防衛請負業者であるボーイング社の完全子会社であり、ボーイング社は FBI および国家安全保障局が現在使用している高度な大量監視コンピュータシステムを製造している会社です」と述べてその所在を明らかにしております。そしてこれを主張する情報源は、「FBI、中央情報局（CIA）、国家安全保障局、軍情報部等の現役メンバーや元メンバー、犯罪集団内で活動中の情報提供者、被害者の証言」から得ていると述べているのです。そのため氏の証言の信憑性は絶大であります。日本は敗戦国でアメリカの影響を強く受けていることから、これが日本にも大いに影響している可能性があります。この観点からの調査も重要であります。

12. 裏社会の資金を利用して警察を含めて日本の各組織に入り込んだ政府系悪徳犯罪集団による犯罪との見方でテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい。

元 FBI 特別捜査官テッド・ガンダーソン氏はさらに「ギャングストーキングの陰謀では立場のより高いメンバーがストーキング行為を開始し補給や資金供給を調整します。プログラムにより標的にされた個人の日々の監視や嫌がらせといった実際の単調な仕事は、下位レベルの政府機関の悪徳工作員、軍の下位階級のメンバー（民警団法違反）、軽犯罪者および暴漢が実行しています（添付資料 15）」と証言しており、これは日本でも同じ手法が採られていると思われます。さらに氏は「このプログラムの活動にかかる費用は、麻薬、売春、児童誘拐（闇オークションにて子供一人当たり最大5万ドルで売却）、人身売買、ギャンブルその他の密売といった非合法的活動で賄われています（添付資料 15）」と証言しております。その資金が日本に流れ込んでいるのか独自に資金調達しているのか調査が必要であります。嫌がらせ犯罪は組織犯罪であることは明らかですが、暴力団の動きというよりは、一般人と変わらない集団による嫌がらせ行為であります。当 NPO ではこの輩を嫌がらせ犯罪実行部隊と呼んでおります。全国で暗躍するこの実行部隊の正体と背後関係は明確にされるべきであります。組織犯罪でありますから暴力団が背後にあって動かしていることも考えられます。その暴力団の構成について、元公安調査庁調査第二部長の菅沼光弘氏は、「同和 60%、在日 30%、中国人と同和でない日本人 10%（添付資料 16）」と証言しております。この構成員のなかには工作員が含まれていることも考えられます。またガンダーソン氏が「FBI その他の情報機関や政府機関全般で働いているほとんどの個人は正直であり、法を順守する公僕であると固く信じています。しかしながら、悪徳工作員のネットワークは FBI、CIA などの情報機関、その他重要な官職に秘密裏に潜入しています。この悪玉は個人的な権力や富を追い求めており、自分たち自身を法や憲法より上の存在だと考えています。彼らは、組織犯罪、悪魔崇拝カルトなどアメリカ国内のカルト運動、その他商業的・政治的権益、誤り導かれた市民組織や近隣集団と共に前述の監視や嫌がらせを実行します（添付資料 15）」と証言していることから、米国の政府系悪徳犯罪集団と通じる悪玉が日本の各組織にも入り込んでいて、それが連携して実行部隊を動かしていることも考えられます。嫌がらせ犯罪で行なわれていることが極めて準備周到であること、ある一定の線以上は絶対に行なわないことから、教育が行き届いていることは十分見て取れるものであります。そのような組織作りは暴力団では不可能で、日本の行政組織、特に警察組織に入り込んだ悪玉の仕業と考えた方が理解しやすくなります。警察を含めて日本の各組織に入り込み米国の政府系悪徳犯罪集団と

連携している悪玉は徹底的に糾明されるべきであります。

13. テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を用いて世相を演出しているとの見方ができ、それを裏で支えているのが軍事医学化した精神医学であるとの認識で両犯罪に取り組んで下さい。

犯罪主体が描く構図と現代の世相（自殺者の増加、精神疾患患者の増加、信じ難い凶悪犯罪の増加）が合致していることは注目すべき事実であります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体が世相に影響を与えられるほどの実力者であることが想像されます。見方を変えますと、世相を演出するために両犯罪が使われていることも考えられます。これは犯罪主体を見誤らないために大事な視点であります。自殺者を増加させること、精神疾患患者を増加させること、信じ難い凶悪犯罪を増加させることで、どのような利益を得ようとしているのか見ることによって犯罪主体像が明確になってまいります。その意思を砕くことで三つの大きな社会問題の解決にも道を拓くことができますので、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の調査研究を徹底すべきであります。尚、これを考えるヒントとして故ラウニ・キルデ博士が次のように述べております。氏は添付しました『マイクロチップインプラント、マインドコントロール、サイバネティクス（添付資料4）』で「この技術が国家機密のままであり続けている理由の一つは、米国精神医学会が作成し、18カ国語で出版されている「精神疾患の診断・統計マニュアル第4版」が広く受け入れられていることである。米国諜報機関のために働く精神科医は、何の疑いもなくこのマニュアルの執筆と改正に参加していた。この精神科医の「聖典」は、マインドコントロールによる行動に対して、妄想型統合失調症の症状とラベルを貼り付けることでマインドコントロール技術を隠蔽している。—————マインドコントロール実験の被害者は、医科大学で「精神疾患の診断・統計マニュアル」の症状リストを学んだ医師によって、日常的に妄想型統合失調症とほぼ反射的に診断される。自分の意志に反して標的にされているとか、電子的・化学的・細菌学的形式の心理戦争におけるモルモットにされていると患者が訴える場合、医師は、彼らが真実を語っていると判断しないように教えられている。—————軍事医学の方向性を変え、人類の自由な未来を確保するために残された時間は少ない」と述べております。この精神科医の「聖典」が権威を持って世界に影響して犯罪主体が描く三つの構図の達成に寄与しているわけであります。よってこの診断マニュアルを破ることであります。

14. 無辜の一般市民に手が出せる犯罪主体の凶悪性の観点からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい。

圧倒的多数の被害者はなぜこのような犯罪の対象になったのか分からないと証言しております。しかも無辜の一般市民がこの被害を受けており、子供のころからの被害者もいることから、そのような人に手が出せる意思は恐ろしいもので、これを放置することは社会不安を増幅するだけであります。国内の治安を司る警察庁は断固としてその発露を糾明して摘み取らなければならない意思であります。

15. 作業員活動の一環としてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪があるとの観点でテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい。

被害者がいくら善意を示しても終わる様相を見せないということは、実際に加害行為を行なっている者の意思ではなく、背後にある大きな意思に従っていることが考えられます。添付しました『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問（添付資料7）』にある元諜報部員カール・クラーク氏の証言は、そこで述べられていることが、これまで当会が訴えてきた被害と大いに合致していることから、諜報活動として行なわれていることが考えられるようになりました。日本はスパイ天国と言われてきましたが、これは脳天気な表現で、作業員天国と言い換えるべきであります。他国からの指示で動く作業員活動の一環としてあるならば、それは侵略行為と捉えて対処されるべきで、国家安全保障上の問題であります。ちなみに作業員の暗躍としては北朝鮮による拉致問題が明らかになっておりますが、本問題が諜報活動との類似性があるならば、日本の公安当局も認識していなければならないことでもあります。認識するだけでなく目を光らせていなければならないのです。それがなければ拉致とは別の意味での作業員活動による被害者が現れるのは必定であります。しかし現実には諜報活動によると思われる被害者が存在するのですから公安当局の怠慢を指摘されるのは当然であります。被害者の善意をことごとく覆して追い込んでくる手法は、ここまで考えなければ理解できないもので、作業員活動の一環としてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪があるとの観点で両犯罪対策に取り組むべきであります。

16. サイバネティクス技術開発のための人体実験及びその悪用としてテクノロジー一犯罪があるとの認識で糾明して下さい。

当NPOの調査の結果、テクノロジー犯罪に使われている技術は人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルにあることが分かってまいりました。これは人間の活動を司る脳とコンピューターをつなぐブレイン・マシン・インターフェイスの技術がなければできない犯罪であります。この技術の開発は1947年に「サイバー（サイバネティクス）」という言葉が造語された時点に遡ることも分かってまい

りました。これに関しては添付致しました『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域（添付資料17）』に詳しく記されておりますが、この技術に最も関心を示したのが軍部であったことから守秘義務の中に入れられ、しかも軍事技術ですから国家の最高の頭脳を投入して開発が続けられてきたのです。また脳とコンピューターをつなぐのですから対象者は人間で、人体実験をしなければ完成しない技術であります。人体実験していることが公になれば開発できなくなりますのでその面からも守秘義務の中に入れられるようになったのです。国家の最高レベルの頭脳を投入しておりますので科学技術開発の奔流でありながら全く国民に知らされずに開発が続けられてきたのです。これにさらに情報操作が加わって現実と一般認識との大きな差が生じていると考えられます。そのため被害者が泣けど叫べど救われない社会が構築されてきたのです。この点を看破できたのが当NPO22年間の活動の成果であります。よってサイバネティクス技術開発のための人体実験及びその悪用としてテクノロジー犯罪があるとの認識で糾明して下さい。

17. 高度情報化時代の戦争が始まっているとの認識でテクノロジー犯罪に取り組んで下さい。

人間コントロール技術をさらに裏付ける資料として米国陸軍戦争大学（The US Army War College）の季刊誌『Parameters』に掲載された『心にファイアーウォールはない（添付資料18）』があります。前記サイバネティクス技術は、人間の脳が電子回路として機能すると捉えた天才的数学者ノーバート・ウィナーが主導したのですが、人間の脳に限らず、心臓、末梢神経系の化学・電気的活性、大脳皮質部から身体の各部位に送られる信号、聴覚信号を処理する内耳の小さな有毛細胞、視覚的活動を処理する眼球の感光性の網膜と角膜などもコンピューターのデータプロセッサとして機能することが述べられ、今日それに狙いを定め、操作し弱体化させる情報戦争の時代に入っていると主張しております。これは人間のコントロールが技術的に可能であることを前提としているわけで、しかもそれができる武器をロシアが所有していると述べていることから、人間コントロール技術の存在が明らかになったのであります。音声送信被害と同じに、被害者がこの技術によって被害を受けていることは断定できませんが、一方的に精神的問題と片付けられる時代は去ったということでもあります。そのため高度情報化時代の戦争が始まっているとの認識でテクノロジー犯罪に取り組むべきであります。

18. 国家意思と国民の意思のギャップを認識し、より成長した国家観をもってテクノロジー犯罪に臨んで下さい。

国を守るために軍事技術の開発をせざるを得ない国家は人体実験をしなければ開発し得ないブレイン・マシン・インターフェイスの開発をせざるを得なくなっているのです。軍事技術であるため、また知られたら開発できなくなる技術ですから徹底した守秘義務の中に置かれており、そのためにそれがどのように使われても国民は皆目分らない迷妄の中に置かれているのです。今日の理解し難い社会現象にそれが現れていると考えられ、国民が知らないことをいいことに暴走を始めていると考えられます。本問題によって国家意思と国民の意思との大きなギャップが明瞭になることはいいことで、この意識をしっかりと持つことがこれからの日本人に求められているのです。これまでのように国家を信頼してきた時代は終わり、より成長した国家感が持てるようになるのです。これは望むべきことで、第12回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画はそれを学ぶ最高の教科書になると考えます。当NPOではテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を調査すればするほど政府を批判せざるを得なくなっておりますが、そのように成長した国家観に基づいて堂々と批判しておりますので、しっかりと受けて答えて頂きたいと思っております。

19. 警視庁への批判や告発文？を徹底調査の上、問題が発見されれば即刻正して警察組織の健全化を図るとの観点からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい。

上記認識を持つことによって、警察への認識も新たになり、それも望まれることであります。これまで日本国民は余りにも警察を信用し過ぎてきたように思います。被害者がどの自治体よりも多い東京都の治安を担当している警視庁の当NPOへの対応は常識では考えられないものでありました。任意団体発足当初の1998年頃はアポイントがなくても相談に応じてくれましたが、その後悪化の一途をたどり、一時は警視庁の門前で110番通報してようやく入れてもらったこともあるほどであります。都民の窮状を聴取しないでどのように安心安全社会を構築するのでしょうか。都民の窮状を聞かない態度からは守っているものが別にあるのではと疑ってしまいます。犯罪主体にやさしく被害者に厳しい警視庁の体質は改善されるべきであります。この点を総理大臣などに要望してきたことから最近では改善されてきておりますが、警視庁に対する指導は継続して徹底して頂きたいと思っております。尚、当NPOには別なところからも警視庁に対する批判や告発文？と思えるものもたらされております。40年近く警視庁で勤務していたある退職者は、警視庁内での昇級試験で特定の者に答えを教えていると証言しております。ある新興宗教団体の会員が約6000名警視庁に在職している情報も入手しております。添付資料19にある『オウム真理教事件と国松元警察庁長官狙撃事件に関わる告発文？』と思えるものもあります。このなかには地下鉄サリン事件や国松元警察庁長官狙撃事

件がうやむやに終わった要因が記されております。警視庁だけでなく、大阪府警、兵庫県警に関わることも書かれております。警視庁や道府県警察本部は警察組織の模範であるべきところですので、その腐敗は、全国に影響する恐れがあります。またテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の解決を妨げる要因となる可能性もあります。そのため警視庁や道府県警察本部の浄化は絶えず行なわれているべきことで、どのような批判にも速やかに対処して、批判が誤りであればその旨表明すればいいことですので、国民の期待を裏切らないために、告発文？に書かれていることを徹底調査して、問題が発見されれば断固として正して下さい。

20. 警察組織が利用する監視システムが悪用されている？との観点からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい。

警察の対応について被害者証言からさらに付け加えておかなければならないことがあります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が身を守るために足を運ぶのは警察であります。にもかかわらず犯罪被害者として受け入れてもらえないというのが実際のところであります。それだけでなく被害者が来るのを知っていたかのように酷い態度で対応されたという証言がかなりあります。このことから被害者の行動が監視され、その情報が警察にももたらされていることが考えられます。前記当方が警視庁前で110番通報せざるを得なかった時も警備担当への指示があってそうなったわけで、被害者への四六時中の監視と警察が利用する警備の監視が繋がっているのではと疑ってしまうのが実情であります。警察だけが利用すべき監視システムが何者かに利用されていないか、その何者かに警察官が動かされていないか、監視する部署全体が乗っ取られていないかを調査することは、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を解明する一番の近道と考えます。これは警察の内部調査でできることです。警察内の本来の指示とは思えない指示が出されていないか、本来の指示ルートではない外部の指示で動かざるを得なくなっていないか、ある場合それほどのような指示でその指示元は何者かも含めて、是非とも全警察官を対象に調査して下さい。被害者に使われている監視技術を使えば犯罪は完璧に阻止できると被害者は皆認識しておりますので、これを健全な警察が奪取して犯罪主体に向けて下さい。

21. テロ対策の観点からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に取り組んで下さい。

以上を踏まえた上で、今後日本で予想されるテロについても述べておきます。テクノロジー犯罪に使われている人間コントロールテクノロジーが高度に発達していることは被害者が一番よく認識しているところであり、これまでの調査から、

テクノロジー犯罪主体は長期にわたりターゲットの脳に入り込み、その人間をある目的の方向に作り上げていることが考えられます。ここでは人間をテロリスト化するということであり、それは可能になっていると考えられます。その日本での現れ方は、通り魔を装った殺人事件、運転異常を誘発しての事故の演出、狂気と化した大量殺人事件であります。既にマスコミを騒がせている事件や事故の背後にテクノロジー犯罪があることが大いに考えられるのです。要望事項7にも記しましたが、信じ難い凶悪犯罪をなくすためにもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の撲滅に努める必要があるのです。尚、このような事件・事故を日本型テロと捉えることによって世界で発生しているテロの見方に一石を投じることができると考えます。テロはテロリストを背後で操る犯罪主体が作り出しているものだという捉え方であり、テロ実行犯の背後にもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体が存在しているとする捉え方が本当の意味でテロの撲滅につながることを確信致します。尚、日本における最大のテロはオウム真理教による地下鉄サリン事件ですが、Sapio 記事『電磁兵器開発はここまで進んでいた！（添付資料20）』には、オウム側に政府から資金が流れていたかの記載があります。これと前出『オウム真理教事件と国松元警察庁長官狙撃事件に関わる告発文？』を合わせることで、日本における本当のテロリストが垣間見えてくるように思います。そしてテロリストが目論んでいるのが、すべての国民を潜在的テロリストに見立てて、国民すべてにブレインチップをインプラントして監視と管理を徹底していく暗黒の社会であります。その野望を達成するためには巨大なテロを仕掛ける必要があるはずであります。その突破口として日本での巨大テロを犯罪主体は必要としているように思われます。テロを阻止することはテクノロジー犯罪の解決に不可欠ですので、もう一度地下鉄サリン事件及び国松元警察庁長官狙撃事件を調査し直して、警察組織や自衛隊がテロに加担することがないよう万全の体制を整えて下さい。

22. 国民的問題である「テクノロジー犯罪」と「嫌がらせ犯罪」を全警察官が認識して任に当たるようにして下さい。

以上のことからテクノロジー・嫌がらせ両犯罪は国民的問題であることは明らかであります。そのため28万人を超える全警察官が両犯罪を認識して任に当たるべきであり、それだけで大きく改善されていく可能性があります。そのため当NPOホームページあるいはユーチューブにアップしてあります「第12回テクノロジー犯罪被害フォーラム」の録画を全警察官が観るように指示して下さい。合わせて本要望書を全警察官に配付して熟読するように指示して下さい。そしてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を知らない警察官がいないうちに徹底して下さい。

第12回テクノロジー犯罪被害フォーラム

https://www.tekuhan.org/forum/2019forum_m.html

23. テクノロジー犯罪被害者、嫌がらせ犯罪被害者が警察窓口にご相談に来た場合の受け入れ体制を確立して下さい。そのために要望事項22を確実に実施して、被害者の訴えをよく聞き、全国的な被害状況を把握できるよう体制を整えて下さい。
24. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者を対象とした電話相談を実施して下さい。それはメディア媒体を使って告知した上で実施して下さい。
25. 当NPO東京定例会、札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・四国・福岡・鹿児島・沖縄で開催している被害者による集いに職員を派遣して被害実態の把握に努めるよう警視総監及び道府県警察本部長に指示して下さい。
26. 被害者が警察に相談に来た場合、起こっている現象がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に起因するのか、自然によるものかを見分けるために、電磁波や超音波と思われませんが、この犯罪に使われている見えない媒体を遮蔽できる部屋を警察署単位で設けて、一時的にその部屋に収容して、様子を見てから判断するようにして下さい。

電磁波の遮蔽に付きましては超伝導シールドが有望視されます。JR東海によるリニア新幹線の建設が認可されましたが、一方で強烈な電磁波が発生することから反対も根強い状況であります。製造側もその点は認識していて、それを抑える研究が20年以上前から行なわれております。それが超伝導シールドであります。磁波を100%遮断するということですから大変なものであります。リニアモーターカーでこれが実現すれば反対派は激減すると思われれます。またテクノロジー犯罪被害者も救われる可能性があります。JR東海はこの技術を開発していると考えられますので、テクノロジー犯罪被害者の退避場所として、各警察署に超伝導シールドルームを設備して下さい（添付資料22）。

27. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を全ての国民が理解するように促して下さい。そのために両犯罪に使われている技術（武器・兵器）が米国デザインといわれる特定秘密保護法の対象にならないようにして下さい。

国民が知ることが両犯罪の抑止につながります。心配されるのは両犯罪に使われて

いる技術（武器・兵器）が特定秘密保護法の対象になっている可能性があります。この特定秘密保護法は添付資料 2 1にあるように米国がデザインしたとエドワード・スノーデン氏が暴露しております。これが正しいなら、国民をテクノロジー犯罪に晒すためにその法律が設けられたと看することができ、売国行為そのものであります。徹底検証の上、特定秘密保護法を廃止するか、当該技術（武器・兵器）をその対象から外して情報公開して下さい。

28. 科学警察研究所において、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪に使われている以下の技術（武器・兵器）、装置、システムの調査研究、及びそれらが使用された場合それを探知する方法の調査研究を徹底して下さい。また、被害内容を分析して、それが既存の日本の技術（武器・兵器）で可能か否かを見極め、不可能な場合はどこの国の技術（武器・兵器）が使われているのか特定する調査研究も徹底して下さい。さらにはそれら技術（武器・兵器）を所有して使用できる立場にある国家・部署・組織を明確にする調査研究も徹底して下さい。

- ① サベイランステクノロジー（特定個人を四六時中つきまとう監視技術）：故ラウニ・キルデ博士が「メリーランド（米国）やイスラエルなどにある 2 0 0 億 bps 以上の処理速度を誇るスーパーコンピュータを使用すれば、何百万人の市民を同時に監視することができる（添付資料 3）」という監視技術。元秘密諜報部員カール・クラーク氏が「ターゲットはレーダー、衛星、基地局、無料のコンピュータプログラムで、どこに居ても追跡できます（添付資料 7）」と証言した監視技術。および両者の発展型監視技術を解明して公表して下さい。
- ② 精神兵器（サイコトロニクス兵器）・疾病誘発兵器：マイクロ波の専門家バリー・トゥロワー氏証言にある精神疾患・癌・心臓発作を誘発できる兵器（添付資料 9）。
- ③ マイクロ波兵器：元秘密諜報部員カール・クラーク氏証言にある、熱、体内焼付け感、痛み、吐き気、恐れを誘発できる兵器（添付資料 7）。
- ④ サイバネティクス（サイバー）兵器：人間の脳とコンピューターを無線でつなぎコントロールする人間コントロール技術（兵器）（添付資料 4・17）。
- ⑤ 神経学的通信システム：国境を越えて人間の脳とコンピューターをつなぐことで音声・映像送信被害に結果する通信システム（添付資料 17）。
- ⑥ ジョン・グレン元米国上院議員が、1997年上院で、「米国の医薬品はブレインチップを含んでおり、それによって人間はスーパーコンピュータと接続され、医療研究、脳実験、行動操作、マインドコントロールが行われている（添付資料 5）」と発言したことから、その真偽を調査して公表して下さい。また日本で生産される医薬品にもブレインチップが混入されていないか合わせて調査して

公表して下さい。さらに被害者の体内に当該チップがあるか確認できる体制を整えて実施して下さい。

- ⑦ エシュロン・プログラム、カーニボア・システム、テンペスト・システム：元FBI 特別捜査官テッド・ガンダーソン氏が米国におけるギャングストーキングに使われていると証言した3つの技術の実態を解明して公表して下さい(添付資料15)。
- ⑧ レーダーを用いたマイクロ波聴覚効果や低周波を用いた通信システム：合衆国陸軍情報保安司令部が情報公開した『特定の非殺傷兵器の生体効果(添付資料10)』にある、マイクロ波聴覚効果の追試のために既存のレーダー設備を使って行なった音声送信技術、Sapio 記事『電磁兵器開発はここまで進んでいた！(添付資料20)』にあるウォルター・リード米陸軍研究所ジョセフ・シャープ博士が行なったという低周波を利用した通信システム、及びそれらの発展型通信システムを調査して公表して下さい。
- ⑨ 壁透過型監視技術および嫌がらせ犯罪実行技術：嫌がらせ犯罪には、家の中の動向を走査して、絶妙のタイミングで嫌がらせ(電気製品の誤作動・故障、ワン切り電話、音の発生等々)を行なう技術が使われています。被害者を監視して嫌がらせを自動的に実行するシステムを解明して公表して下さい。
- ⑩ 家宅侵入実行技術：諜報活動の一つに家に侵入して物を移動したり紛失させることがあることが元諜報部員カール・クラーク氏の証言(添付資料7)から明らかになりましたが、それが頻繁に繰り返されることが多くの被害者証言から明らかになっております。家に再々侵入するリスクを負わずに家宅侵入して様々ないたずらを行なえることも想定しなければ理解できないほどその手法は発展していると考えられます。カール・クラーク氏証言の発展型の家宅侵入及び嫌がらせの手法を調査して公表して下さい。
- ⑪ その他非殺傷兵器の範疇に入れられる全ての技術(武器・兵器)。

29. 以上の説明を踏まえてテクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰できる適切な法を整備して下さい。

30. 警察大学校、管区警察学校において、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を捜査できる人材を育成して下さい。

31. テクノロジー犯罪を捜査する専門の部署を警視庁及び道府県警察本部に設けて下さい。

テクノロジー犯罪にはサイバー(サイバネティクス)技術が使われております。そ

のため現在のサイバー犯罪対策課を二部制にして、一部は人間に対するサイバー攻撃を担当する部署として下さい。加えて全国的に組織されたサイバー犯罪対策課が人間に対するサイバネティクス犯罪の拠点となっていないか内部調査も徹底して下さい。

32. 嫌がらせ犯罪を捜査する部署を各警察署に設けて下さい。

33. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な全警察官を対象としてアンケート調査を実施して下さい。

これには要望事項22を確実に実施してよく理解した上で実施して下さい。アンケートでは、①両犯罪被害を経験していないか、②経験している場合どのような被害で加害者をどのように捉えているか、③加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合は誰からどのような行為を強いられたのか、④被害者が警察署に相談に来る前にその知らせが何者かによってもたらされていないか、もたらされている場合その情報提供者は何者か、⑤前記情報が知らされるだけでなく、被害者に対しておかしな対応をするようにとの指示はなかったか、ありの場合その対応とは、⑥被害者の相談内容を漏らすよう要求がなかったか、ありの場合その要求者は何者か等を問うアンケート調査であります。その結果と当NPOのアンケート集計結果とを比較すれば当NPOの訴えを別の面から裏付けることとなります。また全警察官の意識状況を新しい面から認識できるようになります。これを人事に大いに利用して下さい。

添付資料

1. 被害者2129名居住県表 1枚
2. 『テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪に関するアンケート集計表』 1部
3. 『マイクロ波によるマインドコントロール』 1部
4. 『マイクロチップインプラント、マインドコントロール、サイバネティクス』 1部
5. 『故ラウニ・キルデ博士発言集』 1部
6. 『衛星サベイランスの衝撃的な脅威』 1部
7. 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 1部
8. 『アメリカ大使館員の体調不良の原因はマイクロ波攻撃が最も疑わしい』 1部
9. 『マイクロウェーブ技術の危険性』 1部
10. 『特定の非殺傷兵器の生体効果』 1部

1 1.	『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』	1 部
1 2.	『ロシアのマインドコントロール兵器 2 0 0 5 年の新情報および要約』	1 部
1 3.	『米国におけるストーキング被害』	1 部
1 4.	『池田大作と暴力団』	1 枚
1 5.	『元 F B I 特別捜査官 テッド・ガンダーソン氏証言』	1 部
1 6.	『元公安調査庁調査第二部長菅沼光弘氏講演「日本の闇社会」』	1 部
1 7.	『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』	1 部
1 8.	『心にファイアーウォールはない』	1 部
1 9.	『オウム真理教事件と国松元警察庁長官狙撃事件に関わる告発文』	1 部
2 0.	『電磁兵器開発はここまで進んでいた！ Sapiro'97.10.8 号記事』	1 部
2 1.	『米国がデザインした秘密保護法（スノーデン、監視社会の恐怖を語る p 9 0 小笠原みどり著）』	1 枚
2 2.	『高温超電導体による磁気シールドとその応用』	1 部
2 3.	チラシ	1 枚
2 4.	パンフレット	1 部
2 5.	「第 1 2 回テクノロジー犯罪被害フォーラム」第一部 DVD	2 枚
2 6.	当 N P O 会員記載「被害概要説明書」6 名分	6 部 以上

（当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、これまでに五回、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を撲滅するための陳情書及び要望書を提出してまいりました。2008年5月13日付吉村博元警察庁長官宛て陳情書では、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪をご理解頂いて、それに適切に対処できる法整備と、速やかに両犯罪を捜査できるようにするための警察官の教育体制の確立等をお願いしてまいりました。また、2010年9月16日付安藤隆春元長官宛て要望書では、見えないテクノロジー犯罪の捜査が困難を極めることは明らかであることから、要らぬ労力を省くために、その元を断つ観点からの要望をしてまいりました。その内容は、テクノロジー犯罪に使われている高度な技術を掌握している組織は限られておりますので、その特定と、悪用した場合速やかに捜査できる法整備の要望でありました。つまり一方では、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が行われている現実を直視してそれに対処できる体制の確立であり、一方では犯罪の元を見極めて犯罪を抑止する体制確立の要望でありました。そして安藤隆春元長官に宛てた二度目の要望書（2011年5月19日付）と米田壮元長官に宛てました要望書（2014年6月26日）、坂口正芳元警察庁長官宛て要望書（2016年8月25日）では、両犯罪の本質を理解することによる対策を要望してまいりました。）